

マイナスのモラルハザード —契約法で想定していなかった保険商品の登場—

一橋大学 米山高生

1. はじめに

共通論題は、保険契約法を中心に世界各国の新潮流を紹介するという趣旨である。そこで私に期待されることは、それらの新潮流と保険実務および保険理論との関係において、一定のコメントを行うことであると受け止めている。しかしながら、それだけではコメントあるいはディスカッサントということに過ぎないので、報告においては、保険理論の立場から注目すべき実務の新潮流について紹介し、そこに含まれる保険理論的な意義と、その結果、保険契約法に何らかの影響を与える可能性について考察することにする。

2. リスク概念に関する予備的知識の確認

(1) リスクの定義

法律系のシンポジウムということを勘案し、最初にリスク概念について準備的な知識を簡単に解説させていただく。

(2) RMにおける二つの手法（ロス・コントロールとロス・ファイナンス）

リスクマネジメントには、三つの手法があるが、ここでは、ロス・コントロールとロス・ファイナンスという代表的な二つの手法について概念整理する。

3. マイナスのモラルハザードがありうるのだろうか？

(1) 情報の非対称によって生じる非効率の問題（逆選択とモラルハザード）

法律では、保険金の不正請求などの極端なかたちのモラルハザード（むしろ保険の不正利用）として「モラルリスク」の防止が強く意識されているが、保険理論で重要視されるのは、「保険契約を行った結果、気が緩んで事故が起りやすくなる」といったような問題である。いいかえれば、契約後の契約者の行動の変化によって、期待保険金コストが上昇してしまうような事象のことをモラルハザードと呼んでいる。

【平成28年度大会】

共通論題

報告要旨：米山 高生

モラルハザードは、期待保険コストが上昇することだけしか考えていないが、保険契約後に、契約者の行動によって期待保険金コストが減少することがありうるだろうか。近年登場している保険の新商品には、このような効果を生み出し、かつ評価するものが存在する。

(2) テレマティクス保険

テレマティクス保険は、モラルハザードのマイナス効果を生み出す点で斬新な商品であるといえる。すでいくつかの調査で紹介されており、その内容については周知のものであるが、保険理論的な意味や経営的な意味が深く検討されていないように思われる。

(3) 健康年齢によって保険料が決まる保険

健康年齢によって保険料が決まる保険も、契約後の契約者の行動が期待保険金コストを低下させるというマイナスのモラルハザードを生み出しうる。

(4) 保険におけるリスク区分の根拠

「リスクに見合った保険料」は合理的だが、リスク区分はどんな場合にも好ましい経済効果を持っているわけではない。マイナスのモラルハザードを反映する方式によるリスク区分に正当な根拠があるのかどうか検討する。

4. 問題提起：保険契約法および保険監督においてマイナスのモラルハザードにいかに対応すべきか？

(1) 保険契約法におけるモラルハザード

保険契約法は、モラルハザードに対する配慮をしているが、むしろモラルハザードに対する対策は、保険制度によって対応しているというのが妥当かもしれない。損害保険における危険の増加と危険の減少について、危険が期待損失額であるとしたら、モラルハザードの問題からこの問題を検討することができる。

(2) 保険監督における対応

今後、マイナスのモラルハザードを組み込んだ保険商品が増えてくる可能性がある。このような傾向に対して保険監督はどのような対応をすべきかを検討する。

5. 小括